

同意願作成から工事同意発行までの流れ

1 工事同意願作成

- ・申請書（申請者の欄、社判OK。社印は省略可）
- ・工事位置図
- ・工事平面図
- ・標準断面図（横断図）
- ・仮設図（土嚢設置計画・水替え・切り回し関係）
- ・その他（最小限：大きい工事の場合は工程表）

- ① 工事が複数の支部にまたがる場合は、支部ごとに同意書を作成下さい。
- ② 工期の終了日は、契約工期に関わらず見込みの工期で作成
 - ・工事担当から工期の延長や工事の追加などの話があった場合
 - ・作業内容からどう見ても工程に無理がある場合上記の場合、事前にご相談ください。
- ③ 工期は許可の日から1年未満とします。
- ④ 作成部数 3部 本部、支部、申請者 各1部

2 支部長等説明

- ・河川ごとの支部の範囲について漁協のホームページで確認して下さい。支部名・支部長名が不明な場合は事務局に連絡をお願いします。
- ・支部長に工事同意願を1部提出のうえ、了解を得て下さい。特に、土嚢で締め切る場合の魚類の移設、社会貢献事業について説明して下さい。また、必要により発注者の理解を得て下さい。

※ 日光支部と今市大谷川支部との境界は水郷橋でなく、行政界で申請する。

3 組合本部に同意願提出

- ・支部長の了解後、組合本部に同意手数料を添えて1部提出して下さい。
- ・事前に本部まで電話連絡後、組合本部まで同意願をFAX（028-666-8896）して下さい。同意書ができたなら担当者に連絡しますので、同意手数料と一緒に同意書の原本をもって組合本部までお越しください。

4 同意手数料

受注額600万円未満及び工期変更のみの工事については同意手数料が異なりますので下記を参照してください。なお、次の説明資料が必要です。

① 600万円未満の単独工事については契約書の写し等

② 1工事を分割して600万円未満の工事で申請する場合は積算書等

◎当初申請

工事金額	300万円未満		¥5,000円
	300万円以上	600万円未満	¥10,000円
	600万円以上		¥15,000円

◎工期のみの変更 当初申請の半額

5 その他

無断工事を行った場合、発注者に報告することがあります。

工 事 同 意 願

令和 年 月 日

栃木県鬼怒川漁業協同組合
代表理事組合長 様

申 請 者
会 社 名 :
代 表 者 名 :
郵 便 番 号 :
住 所 :
電 話 番 号 :
連 絡 責 任 者 :
同 上 携 帯 番 号 :

下記の工事について同意願います。

記

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 :
- (2) 工 事 内 容 :
- (3) 工事発注者 :
- (4) 工 事 場 所 :
- (5) 河 川 名 :
ア 国土交通省河川表示（鬼怒川、小貝川のみ） : Km地点
イ 工事位置：左岸・右岸・両岸、河床・護岸
- (6) 工事期間 許可の日から 令和 年 月 日まで

2 添付図面

- (1) 工事箇所拡大図（河川における位置図）
- (2) 工事内容概略説明図（標準断面図、締切り及び進入路等仮設図面）

3 社会貢献事業 次のとおり建設業における社会貢献事業を実施します。

（該当する場合、□にチェックを入れる。）

- 1) 仮設締め切り等により取り残された魚類について移動を実施します。
- 2) 魚類の移動にあたり、外来生物法により放流が禁止されているブラックバス、ブルーギルなどの外来魚を駆除（埋設または消却）します。
- 3) 環境や生態系にやさしい川づくりをします。
- 河川の清掃など環境活動を実施します。
- 河床は重機により転圧せず、河川動植物が住みやすいよう空隙を多くする施工方法を採用します。
- 川の流速が早くならないよう所どころ置き石を設置します。
- 魚が隠れやすいよう魚礁を設置します。
- 4) 河川に仮設道路（進入路）を残し、遊漁者（釣り客）に良好な漁場を提供します。
なお、これによりカワウの着水が防止され、漁業資源も守られます。
- 5) その他 社会貢献事業と認められるものを記入下さい。
- ①
- ②

4 遵守事項

施工に当たっては、河川に汚濁が生じないよう最新の注意を払い、更に、棲息する動植物に影響を与えないように十分な配慮をいたします。

(参考：標準的な同意書の例)

栃 鬼 漁 第 号
令 和 年 月 日

前記施工業者 様

栃木県鬼怒川漁業協同組合
代 表 理 事 組 合 長
(公印省略)

前記工事について次の遵守事項を守ることを条件に同意します。

施工同意に伴う遵守事項

- (1) 工事の実施に際しては、当組合の地元支部と緊密な連携をとりながら実施すること。
- (2) 瀬替えを行う場合は、予め瀬替え場所を準備してから1トン土嚢等で締め切り盛土するなど極力工事の実施により河川に汚濁が生じないように細心の注意を払うこと。
- (3) 施行箇所から汚濁水が発生する場合には必ず沈殿池を設置し、汚濁水が下流域に流出しないよう措置し、棲息する動植物に影響を与えないようにすること。
- (4) 瀬替え等を行う場合は、河川に残った魚は極力回収して上流域又は下流域に放流すること。なお、外来魚については支部との打合せにより処分すること。
- (5) 水産動植物の移し替えを行う場合には、地元支部の指示に従うこと。
- (6) 締め切った河川内には一般の人が立ち入り絶対に魚を持ち出さないよう十分監視すること。
- (7) 万一、工事に起因して水産動植物に損失を与えた場合にはその損失を補償すること。

(以下のチェックの項目を遵守のこと)

- 工事の実施にあたり、部品や破片、材料等の河川への落下、流出防止を図ること。
- 工事の実施にあたり瀬付関係者：_____と調整を図ること。
- 漁場において当組合員及び遊漁者とのトラブルが発生しないよう十分注意すること。
- 溪流魚・アユの解禁日前後及び瀬付け期間中における工事は自粛すること。詳細は支部長の指示による。

支部長との確認事項（参考）

- 1 支部長への連絡
 - 着工時 仮設着手時 仮設撤去時 工事完了時
 - その他 _____
- 2 締め切り時の魚の移動の有無
 - あり なし
 - 魚の移動方法等
 - 支部が行う 支部と施工業者が協力して行う 施工業者が行う
- 3 外来魚の駆除
 - 支部が行う
 - 共同で行う
 - 施工業者が行う。
 - (外来魚の名称及びその数を記録、写真撮影も行う)
- 4 解禁等前後の工事
 - 工事は支障ない
 - 濁り水は支障があるので 解禁前 _____ 日、解禁後 _____ 日は工事を自粛する。
溪流魚 解禁日： 3月 1日 (日光支部は4月1日)
あゆ 解禁日： _____ 月 _____ 日
 - 瀬付関係者と協議を行った。